各 位

新型コロナウイルス感染症対策に係る輸出入通関手続等について

令和5年1月27日に新型コロナウイルス感染症対策本部より示された「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」に基づき、特段の事情がない限り、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)については、令和5年5月8日に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の位置づけが5類感染症に変更されることに伴い、基本的対処方針等が廃止されることとなりました。

よって、令和5年5月8日以降、これまで税関において新型コロナウイルス感染症対策として対応を行ってきました各種輸出入通関手続等については、通常の取扱いに移行しますのでご留意ください。

詳細につきましては、以下の税関HPをご確認下さい。

http://www.customs.go.jp/news/news/20200304\_index.htm

問合せ先

通関総括第一部門

Tel 03-3599-6337